

II 申込内容④

生計維持者の情報

●生計維持者の情報を選択・記入

8ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力しましょう。

生計維持者人数 (8ページの【家族分類チェック表】で確認した人数を選択)	<input type="checkbox"/> 1名 <input checked="" type="checkbox"/> 2名		※これは記入例です。	
続柄(注1)	生計維持者① <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他		生計維持者② <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
漢字氏名	姓(5文字まで) 仙商	名(5文字まで) 太郎	姓(5文字まで) 仙商	名(5文字まで) 花子
カナ氏名	姓(15文字まで) センショウ	名(15文字まで) タロウ	姓(15文字まで) センショウ	名(15文字まで) ハナコ
生年月日	(西暦) 1900年0月0日		(西暦) 1900年0月0日	
2022年1月1日時点の生活保護の受給(注2)	<input checked="" type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)		<input checked="" type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)	

(注1)続柄は、父・母の2名の組合せ、父または母を1名、父母以外の人を1名のいずれかの選択になります。義父(母)または養父(母)となる場合は、「父(母)」を選択してください。
(注2)2022年1月1日時点で生活保護を受給していた場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい(受給していた)」を選んでください。

●生計維持者が1人となる理由(生計維持者が父・母2名でない人のみ選択)

上記にて生計維持者の人数を1人と選択した人は、父・母2名とならない理由を選択しましょう。

理由	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚等(離婚調停中、DVによる別居中、未婚等を含む)により別生計 <input type="checkbox"/> 生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通不可 <input type="checkbox"/> 申込者(生徒本人)が結婚しており配偶者に扶養されている
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・JASSOでの審査にて疑義が生じた場合、理由を証明する書類の提出を求める場合があります。
- ・父母が健在で専業主婦(夫)の場合も、生計維持者として申告が必要です。
- ・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

生計維持者については、以下にも説明を掲載していますので確認しましょう。

- ・「給付奨学金案内(ピンク色の冊子)」の5ページ、「貸与奨学金案内(緑色の冊子)」の8ページに生計維持者に関する説明があります。
- ・本冊子の11ページに「生計維持者に関するよくある質問」を掲載しています。

II 申込内容⑤

収入・資産の申告

▲生計維持者の収入(貸与奨学金を希望する人のみ選択・書類提出)

生計維持者の申込時点の収入の種類(あてはまるものすべて)をチェックしましょう。チェックをつけた収入の種類によっては、証明書類の提出が必要になる場合があります。

申込時点の収入の種類	証明書類の提出が	生計維持者①	生計維持者②
1. 給与所得(2021年1月1日以前から同じ勤務先)	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 給与所得(2021年1月2日以降に就職・転職・休職)	必要(15ページ【F】)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 商店・農業工業・個人経営による所得(2021年1月1日以前に開業)	不要(マイナンバーで確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 商店・農業工業・個人経営による所得(2021年1月2日以降に開業)	必要(15ページ【G】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 失業手当	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 生活保護	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 年金(遺族年金・障害年金含む)	必要(15ページ【H】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 傷病手当金	必要(15ページ【I】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 児童手当(市区町村より支給されるもの)	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 児童扶養手当(市区町村より支給されるもの)	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 特別児童扶養手当(市区町村より支給されるもの)	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 労災保険	必要(15ページ【J】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 親族等からの援助や養育費	必要(15ページ【K】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 2021年1月1日以前から無収入	不要(マイナンバーで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 2021年1月2日以降に退職・休職(廃業・休業)し無収入	必要(15ページ【L】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ダブルワークしている場合

奨学金申込時点でダブルワーク(複数の勤務先に就労、自営業と兼業している等)されている場合は、それぞれの就職・開業時期により、次のように選択してください。

事例	選択する項目
(例1) 2021年1月1日以前よりA社とB社に就労しており、奨学金申込時点でそれぞれの事業所から給与所得を得ている。	「1. 給与所得」
(例2) 2021年1月1日以前より勤務しているA社と2021年1月2日以降に就職したB社があり、奨学金申込時点でA社・B社より給与所得を得ている。	「2. 給与所得」
(例3) 奨学金申込時点で給与収入と個人経営による所得がある。それぞれ、2021年1月1日以前に就職・開業した。	「1. 給与所得」と「3. 商店・農業工業・個人経営による所得」
(例4) 奨学金申込時点で給与収入と個人経営による所得がある。給与収入を得ている勤務先には2021年1月1日以前より勤務しているが、個人経営については2021年1月2日以降に開業した。	「1. 給与所得」と「4. 商店・農業工業・個人経営による所得」

II 申込内容⑤

収入・資産の申告(続き)

★資産(給付奨学金を希望する人のみ記入)



※これは記入例です。

あなた(申込者)と生計維持者の資産を記入しましょう(1万円未満は切り捨て)。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
2 万円	10 万円	10 万円	22 万円

申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです(土地・建物等の不動産は含みません)。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。



- 現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- 預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険
(満期前・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。)(給付奨学金案内4ページ)

ここも参考にしましょう。

「生計維持者」に関するよくある質問

- Q1. 生徒本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。
A1. 父母がいる場合は、収入の有無に関わらず原則として父母双方が「生計維持者」となります。
- Q2. 父母が離婚し、親権者は父ですが、生徒本人は親権のない母と二人暮らしです。「生計維持者」は母(1名)でしょうか。
A2. 父母双方が「生計維持者」となります。親権者は未成年の子に対して身分上・財産上の監督保護を行う義務がありますので、生徒本人と別居していても親権者である父は「生計維持者」に含まれます。
- Q3. 父母が離婚し、生徒本人は親権者である母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。
A3. この場合は母1名が「生計維持者」となります。養育費を支払っていても、親権を持たず生徒本人と同一生計でない父は生計維持者に含まれません。なお、貸与奨学金を申し込む場合は、父からの養育費を母の収入として「援助・養育費の申告書」(様式⑧)にて申告が必要です。
- Q4. 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。
A4. 父母がいる場合は、原則として父母双方が「生計維持者」となります。ただし、祖父が生徒本人の未成年後見人となっている場合や、学生本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合(例:父母と別居し、連絡がつかないような状況)にあっては、父母ではなく、祖父となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

このほかにも JASSO ホームページによくある質問を掲載しています



※ 該当者のみ記入。

II 申込内容⑥

家族の特記情報(特別控除)

貸与奨学金の家計基準の判定において、次の特別な事情にあてはまる家族(世帯)の場合、生計維持者の収入額から「特別控除」額として控除(引き算)した金額で、審査を受けることができます。



- ① 控除の申請に必要な書類は16ページ【M】～【P】をご確認ください(母子・父子世帯の証明書類は不要)。
- ② 控除は希望制です。希望しない場合や証明書類を提出できない場合は「いいえ」を選択してください。

▲母子・父子世帯(ひとり親世帯)



提出物なし。

母子・父子世帯(ひとり親世帯)である場合、一定額を控除します。

あなたの家庭は母子または父子家庭ですか。 はい いいえ

▲障がいのある人がいる世帯



P.16 M 「障がいのある人の証明書等」必要

障がいのある人(申込者本人を含む)がいる世帯の場合、障がいのある人の人数に応じて一定額を控除します。

あなたを含め、家族の中に障がいのある人がいますか。 はい いいえ

※常に就床を要する介護の必要な人等を含む

「はい」と答えた人は、その人数を記入してください。 / 人

▲生計維持者が単身赴任している世帯



P.16 N 「単身赴任実費計算書」等必要

生計維持者が単身赴任により別居している場合、別居に係る支出額の年額は71万円を上限として控除します。

生計維持者が単身赴任等で別居していますか。 はい いいえ



- ① 申込時点で単身赴任が終了している場合や、家庭の事情により自発的に別居している場合は控除の対象外です。
- ② 対象となる費目は、家賃、光熱水道費、家具・家事用品の実費(勤務先から補助を受けていないもの)です。(引越代、食費、帰省交通費、ガソリン代、駐車場代、電話代、受信料、新聞代等は対象外です。)

▲長期療養者がいる世帯



P.16 O 「長期療養費計算書」等必要

6か月以上にわたり療養中または療養を必要とする人(申込者本人を含む)がいる場合、療養のために必要な支出額の年額を控除します。

あなたを含め、家族の中に6か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいますか。 はい いいえ



- ① 申込時点で療養が終了している場合や、単発の通院や手術は控除の対象外です。
- ② 対象となる費目は次のもの(保険や損害賠償等により補てんされた金額を除く)に限ります。
・医師(歯科医師)による診察・治療費 ・マッサージ・はり・きゅう柔道整復等の治療費
・治療または療養のための医薬品費 ・看護人に支払う費用(まかない費を含む)
・病院・診療所の入院費用・通院費用(必要不可欠なものに限る)
・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額
(光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は対象外)

▲災害または盗難等の被害を受けた世帯



P.16 P 「罹災(被災)証明書」等必要

この1年間に災害または盗難などの被害を受けたことにより2年以上にわたって支出の増加または収入の減少となる場合、支出の増加または収入の減少となる額の年額を控除します。

この1年間に火災・風水害または盗難等の被害を受けたことがありますか。 はい いいえ

「はい」と答えた人は、支出の増加または収入の減少があるか選択してください。 はい いいえ

支出の増加がある はい いいえ

収入の減少がある はい いいえ



- ① 家屋に居住できなくなった場合の賃借料や、生産手段(店舗や農地等)が使用不能となった場合の売上げの減少等(保険や損害賠償等により補てんされた金額を除く)が対象となります。
- ② 単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。

III 必要書類①

必要書類一覧

申込みに必要な書類は、あなたの希望する奨学金の種類、生計維持者の収入状況等によって異なります。第II章「申込内容の確認」のページで選択した状況等により、必要な書類の記号を確認しましょう。
必要となる書類の提出が不足している場合、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。



記号	提出が必要な人	第II章のページ
A	全員	-
B	申込者本人の国籍が「日本国以外」の人	4ページ
C	給付奨学金の申込みを希望する人	6ページ
D	貸与奨学金の申込みを希望する人	
E	社会的養護を必要とする人(7ページ)で満18歳となる日の前日時点で(18歳になっていない人は申込時点で)施設等に在籍していた(いる)人	7ページ
F	現在の収入状況が「2. 給与所得(2021年1月2日以降に就職・転職・休職)」にあてはまる生計維持者	10ページ
G	現在の収入状況が「4. 商店・農業工業・個人経営による所得(2021年1月2日以降に開業)」にあてはまる生計維持者	
H	現在の収入状況が「7. 年金(遺族年金・障害年金含む)」にあてはまる生計維持者	
I	現在の収入状況が「8. 傷病手当金」にあてはまる生計維持者	
J	現在の収入状況が「12. 労災保険」にあてはまり、労災を受給している生計維持者	
K	現在の収入状況が「13. 親族等からの援助や養育費」にあてはまり、援助を受けている生計維持者	
L	現在の収入状況が「15. 2021年1月2日以降に退職・休職(廃業・休業)し無収入」にあてはまる生計維持者	
M	障がいのある人がいる世帯の控除を希望する人	
N	生計維持者が単身赴任している世帯の控除を希望する人	
O	長期療養者がいる世帯の控除を希望する人	
P	災害または盗難等の被害を受けた世帯の控除を希望する人	
Q	全員	-
R	全員	
S	全員	
T	マイナンバーの提出ができない人	19ページ
U	2022年1月1日時点で海外居住していた申込者や生計維持者がいる世帯	20ページ
V		22ページ

提出が必要な書類の記号を確認したら、次のページからその記号の書類の内容を確認し、用意しましょう。

III 必要書類①

必要書類一覧(続き)

実際に準備する証明書や様式の名称と、準備する際の注意事項が記載されています。注意事項を確認してから、書類を準備しましょう。

	記号	提出する証明書	コピーの提出	発行元	注意事項	
申込みに関する書類	A	「提出書類一覧表」【様式①】	可	申込者が作成	提出する書類にチェックを入れ、この様式を一番前にしてひとまとめにします。(28ページ)	
	B	いずれか1点	特別永住者証明書	可	出入国在留管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格、在留期限が明記されているものが必要。 ※証明書に記載の在留期限がスカラネット入力日より前の場合は、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要があります。
		在留カード	可			
		住民票の写し	不可	市区町村		
C	「給付奨学金確認書」【様式②】	不可(注)	申込者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・『給付奨学金』を希望する人は全員提出が必要です。 ・確認書に書かれていることをよく読み、記入例を確認しながらそれぞれ署名をします。 ※確認書(C・D)と「マイナンバー提出書」(Q)の氏名に相違がある場合、確認のご連絡をさしあげることがあります。 		
D	「貸与奨学金確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」【様式③】	不可(注)	申込者が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・『貸与奨学金』を希望する人は全員提出が必要です。 ・確認書に書かれていることをよく読み、記入例を確認しながらそれぞれ署名をします。 ※確認書(C・D)と「マイナンバー提出書」(Q)の氏名に相違がある場合、確認のご連絡をさしあげることがあります。 		
社会的養護を必要とする人の書類	E	いずれか1点	可	在籍施設 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・満18歳となる日の前日まで施設等に在籍していた(いる)ことがわかる証明書を提出してください。 ・入所年月日及び18歳時点で在籍していた(現在も在籍中である)旨が記載されているものを提出してください。 	
		在籍証明書				
		児童(里親)委託証明書				

(注)「給付奨学金確認書【様式②】」及び「貸与奨学金確認書兼個人情報取扱いに関する同意書【様式③】」は、様式を両面コピーして使用いただくことはできますが、署名後にコピーしたものは認められません。